

副議長からの報告

令和7年12月17日、江本 守議員によるハラスメント行為に関する報告を受け、同日、築上町議会ハラスメント根絶条例に基づく審査会を設置し、当該事案について調査を実施しました。

このたび、当該審査会において一定の事実認定を行った中間報告を取りまとめましたので、報告いたします。

審査の結果、江本 守議員が行った、耳を舐めるなどの行為は、築上町議会ハラスメント根絶条例第2条第2号に該当すると認定されました。

これを踏まえ、同議員に対し厳重注意を行うとともに、再発防止を誓約する文書の提出を求め、これを受理しました。

本件については、関係者のプライバシー、特に被害者が特定されるおそれがあることに配慮し、公表の時期および方法を慎重に検討してきました。

しかしながら、その過程において中間報告の内容が外部に漏えいした事実が確認されております。この点については、議会として情報管理体制の不備を重く受け止めております。

なお、今回の審査会は、現時点で把握している報告内容に基づき調査を行ったものであり、調査の範囲には限界がありました。今後は、ほかにも議員によるハラスメント行為がないか、職員等を対象にアンケート調査等を実施し、実態の把握および再発防止に向けた検証を進めていきます。

議会として、今回の事案を厳粛に受け止め、再発防止と議員の資質向上に取り組み、町民の皆さまからの信頼回復に努めてまいります。

令和8年1月26日

築上町議会副議長 丸山 年弘